

役員等報酬規程

社会福祉法人同朋福社会

社会福祉法人同朋福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人同朋福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について、定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、法人定款第5条に規定する理事及び監事をいう。

2 評議員とは、法人規程第16条に基づき選任された者をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員又は評議員が、理事会若しくは評議員会（以下「理事会等」という。）に出席したときは、次の日額報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬	5,000円
評議員会出席報酬	5,000円

2 前項の理事会等に出席した者に対し、法人旅費規程（平成6年）を準用し、費用弁償を支給することができる。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が、理事会等以外の日において、法人及び施設の運営のための業務（以下「法人業務等」という。）に従事した場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 常務理事が、理事会等以外の日において、理事長の命を受けて、法人業務等に従事した場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 理事が、理事会等以外の日において、理事長の命を受けて、法人業務等に従事した場合、又は監事が、理事長の命を受けて、理事会等以外の日において、法人業務等（この場合においては、施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務等を含む。）に従事した場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて、法人業務等に従事した場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 前4項の規定中の実費弁償費は、法人の定める旅費規程（平成6年規程。以下「旅費規程」という。）を準用するものとする。

(旅費)

第5条 役員又は評議員が、法人業務のため旅行する場合は、旅費規程を準用し、理事長及び常務理事

は総合園長の区分を、その他の者は施設長の区分に相当する額の旅費を適用するものとする。

- 2 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 3 旅費の請求手続きについては、旅費規程第8条を準用する。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員又は評議員は、この規程を適用しないものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長	日額 5,000円	旅費規程を準用	
常 務 理 事	日額 5,000円		
理 事 及 び 評 議 員	日額 5,000円		
監 事	日額 5,000円		